

内閣参質一八九四五号

平成二十七年三月六日

内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭 殿

参議院議員中西健治君提出薬剤服用歴未記載問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西健治君提出薬剤服用歴未記載問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十七年一月三十日に、厚生労働省の職員が御指摘の企業の親会社である株式会社ツルハホールディングスから報告を受け、把握したものである。

二について

お尋ねについては、平成二十七年二月十八日に、厚生労働省の職員が御指摘の企業から報告を受け、把握したものである。

三、四及び六について

お尋ねについては、現時点において把握していない。

五について

お尋ねについては、厚生労働省の職員が、平成二十七年一月三十日に株式会社ツルハホールディングスに対して、同年二月十九日に株式会社CFSコーポレーションに対して、自主点検を行い、その結果を報告するよう求めたところである。また、同月二十三日に、「薬剤服用歴の記載状況の自主点検について」

(平成二十七年二月二十三日付け厚生労働省保険局医療課医療指導監査室事務連絡)により、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本保険薬局協会及び日本チエーンドラッグストア協会(以下「関係団体」という。)に対して、傘下の保険薬局の薬剤服用歴の記載状況について自主点検を行い、その結果を同年三月中旬をめどに報告するよう求めたところである。

七について

お尋ねについては、関係団体からの報告の状況等を踏まえ、今後検討することとしている。

八について

厚生労働省において、関係団体等からの報告の内容を十分に精査した上で、御指摘の調査について検討してまいりたい。

九について

仮に御指摘のような「不正請求」の事実が確認された場合は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の規定に基づき、事案の内容に応じて保険薬局の指定の取消しを行う等、厳正に対処してまいりたい。